



5 江 監 第 7 4 4 号  
令和 6 年 2 月 1 5 日

江 東 区 長 殿

江東区監査委員	松 土 英 男
同	藏 田 朝 彦
同	釧 先 美 彦
同	鬼 頭 たつや

令和 5 年度第 3 回定期財務監査の結果について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項、江東区監査基準（令和 2 年 4 月 1 日江東区監査委員訓令甲第 1 号）第 1 条及び第 2 条第 1 項第 1 号に基づいて行った監査の結果を、同法第 1 9 9 条第 9 項、同基準第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により、別紙のとおり報告します。

なお、釧先委員は、就任前のため、本監査には関与していません。

## 令和5年度第3回定期財務監査報告書

### 第1 監査の範囲

#### 1 監査の対象事項

令和3年度、4年度及び5年度における財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について

なお、豊洲特別出張所については、令和4年度及び5年度における財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について

#### 2 監査の対象施設

##### (1) 豊洲特別出張所

##### (2) 出張所

富岡（区民館を含む）、大島、南砂（区民館を含む）

##### (3) 福社会館

東砂

##### (4) 保育園

白河、塩崎、東陽、亀戸第三、大島第二、北砂、東砂第二、南砂第五、城東

##### (5) 児童館

東陽、東砂、東砂第二、南砂

##### (6) 江東きっずクラブ

きっずクラブ東陽児童館（東陽児童館所管）

きっずクラブ東砂児童館（東砂児童館所管）

きっずクラブ南砂児童館、きっずクラブ南砂（南砂児童館所管）

#### 3 監査の実施期日

令和5年10月4日から同年12月1日までのうち22日間

### 第2 監査の手続

施設の概要及び歳入歳出予算の執行状況についての資料を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合を行うとともに、施設の内外についても必要と認める監査を実施した。

なお、施設の安全対策について重点監査項目として監査を実施した。

### 第3 監査の結果

監査対象施設の財務に関する事務及び施設管理は、法令等に従い、おおむね適正かつ効率的に執行又は処理がされているものと認められ、重点監査項目である施設の安全対策についても、特に指摘する事項はない。

なお、監査の際に散見された誤記その他の事務上の軽微な誤りについては、関係部署に対し、口頭で改善を促した。